

鹿 児 島 県 公 報

平成30年11月16日（金）第3469号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

| 規 則 | |
|---|----------------|
| ○鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則（※） | （水産振興課取扱い） 1 |
| ○鹿児島県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（※） | （水産振興課取扱い） 3 |
| 告 示 | |
| ○ごち網漁業の許可申請期間の決定 | （水産振興課取扱い） 5 |
| ○肥料の登録 | （食の安全推進課取扱い） 5 |
| ○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更事項の届出 | （建築課取扱い） 5 |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件） | （商工政策課取扱い） 5 |
| ○随意契約の締結状況に関する公告 | （産業立地課取扱い） 6 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） 7 |
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告 | （管財課取扱い） 7 |

規 則

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第41号

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「又は水産動植物」を「，水産動植物」に改め，「（以下「試験研究等」という。）」を削り，「自給を含む。）」の次に「（以下この条において「試験研究等」という。）」を加え，同条第3項中「許可証」を「特別採捕許可証」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，第36条の規定により採捕が禁止されているうなぎについて同項の許可をしたときは，別記第10号様式の2による特別採捕許可証を交付する。

第46条第6項及び第7項中「許可証」を「特別採捕許可証」に改め，同条第9項中「第11条」の次に「，第18条及び第20条」を加え，同条に次の1項を加える。

10 前項において準用する第18条の規定により特別採捕許可証の再交付の申請があつたときは，知事は，遅滞なく特別採捕許可証を再交付する。

第60条中「第18条」の次に「（第46条第9項において準用する場合を含む。）」を，「若しくは第2項」の次に「（これらの規定を第46条第9項において準用する場合を含む。）」を加える。

別記第10号様式注を削り，同様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2（第46条関係）

| | |
|--|-----------------|
| 指令 第 号 | |
| 特 別 採 捕 許 可 証 | |
| 写 真 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| 1 適用除外の事項 | |
| 2 採捕する水産動植物の種類及び数量 | |
| 3 採捕の区域 | |
| 4 採捕の期間 | |
| 5 使用漁具及び漁法 | |
| 6 採捕に従事する者の住所及び氏名 | |
| 7 使用船舶 | |
| (1) 船名 | |
| (2) 漁船登録番号 | |
| (3) 総トン数 | |
| (4) 推進機関の種類及び馬力数 | |
| 8 許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 9 制限又は条件 | 年 月 日 |
| 鹿児島県知事 印 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

.....

鹿児島県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第42号

鹿児島県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鹿児島県内水面漁業調整規則（昭和41年鹿児島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「の規定」を削り、「又は水産動植物」を「水産動植物」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項中「ときは、」の次に「別記第10号様式による」を加え、「（別記第10号様式）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第26条の規定により採捕が禁止されているうなぎについて同項の許可をしたときは、別記第11号様式による特別採捕許可証を交付する。

第35条第9項中「第10条」の次に「第16条及び第18条」を加え、同条に次の1項を加える。

10 前項において準用する第16条の規定により特別採捕許可証の再交付の申請があつたときは、知事は、遅滞なく特別採捕許可証を再交付する。

第41条中「第16条」の次に「（第35条第9項において準用する場合を含む。）」を、「第2項」の次に「（これらの規定を第35条第9項において準用する場合を含む。）」を加える。

別記第10号様式中「事由」を「事項」に改め、同様式注を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式（第35条関係）

| | |
|--|-----------------|
| 指令 第 号 | |
| 特 別 採 捕 許 可 証 | |
| 写 真 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| 1 適用除外の事項 | |
| 2 採捕する水産動植物の種類及び数量 | |
| 3 採捕の区域 | |
| 4 採捕の期間 | |
| 5 使用漁具及び漁法 | |
| 6 採捕に従事する者の住所及び氏名 | |
| 7 使用船舶 | |
| (1) 船名 | |
| (2) 漁船登録番号 | |
| (3) 総トン数 | |
| (4) 推進機関の種類及び馬力数 | |
| 8 許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 9 制限又は条件 | 年 月 日 |
| 鹿児島県知事 印 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1025号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、ごち網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 許可の申請を要する者

東町漁業協同組合又は北さつま漁業協同組合（出水支所の管内に限る。）の組合員で、八代海においてごち網漁業を営もうとする者

2 許可の申請の期間

平成30年11月19日から同年12月14日まで

鹿児島県告示第1026号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番号 | 登録年月日 | 登録の有効期限 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（%） | その他の規格 | 生産業者 | |
|-------------|------------|------------|-------|--------|-----------------------|--------|-----------|-------------|
| | | | | | | | 氏名又は名称 | 住所 |
| 鹿児島県肥第1343号 | 平成30年11月2日 | 平成36年11月1日 | 肉骨粉 | チキンミール | 窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0 | 該当なし | マルイ食品株式会社 | 出水市平和町225番地 |

鹿児島県告示第1027号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から次のとおり変更の届出があった。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

| 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所 | 支援業務を行う事務所の所在地 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更年月日 |
|--|--------------------------|-------------------|------------------------------|--------------------------|------------|
| | | | 変更前 | 変更後 | |
| 特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島 鹿児島市下荒田四丁目11番12号しのびビル下荒田 | 鹿児島市下荒田四丁目11番12号しのびビル下荒田 | 住宅確保要配慮者居住支援法人の住所 | 鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田102号 | 鹿児島市下荒田四丁目11番12号しのびビル下荒田 | 平成30年4月18日 |
| | | 支援業務を行う事務所の所在地 | 鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田102号 | 鹿児島市下荒田四丁目11番12号しのびビル下荒田 | 平成30年4月18日 |

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により肝付町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年11月16日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿屋店・マックスバリュ笠之原店
肝属郡肝付町富山字上牧1008番1 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年6月6日
- 3 意見の概要
本件は、大規模小売店舗の名称変更・大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の変更並びに大規模小売店舗において小売業を行うものの変更であり、周辺地域の生活環境への影響は軽微である。よって、変更は差し支えないと認められる。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年11月16日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル鹿屋店
鹿屋市笠之原1950-1 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年6月15日
- 3 意見の概要
今回の届出について、大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく本市からの意見はありません。

随意契約の締結状況に関する公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の認定を受けた者が新商品として生産する物品の購入に係る契約の締結状況について、次のとおり公告する。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

| 番号 | 随意契約に係る物品の名称 | 数量 | 随意契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地 | 契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 |
|----|-------------------------------|------|--------------------------------------|----------------|---|
| 1 | Lightning J 投光器 (ハロゲンランプ色) | 2台 | 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課 鹿児島市小川町3番56号 | 平成30年 9月11日 | 交和電気産業株式会社 代表取締役 藤井 敏 出水市高尾野町唐笠木1817番地1 |
| 2 | Lightning J 投光器 (ハロゲンランプ色) | 6台 | 鹿児島県立青少年研修センター総務課 鹿児島市宮之浦町4226番地1 | 平成30年 9月28日 | |
| 3 | クレーンアーム | 1セット | 鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1 | 平成30年 9月20日 | フォービステクノ株式会社 代表取締役社長 齋藤 太誉 薩摩郡さつま町時吉2038番地5 |

| | | | | | |
|---|------------------|-----|--|----------------|--|
| 4 | ガスバネベッド | 1台 | 鹿児島県立鹿屋養護学校 事務室 鹿屋市大浦町14000番地 | 平成30年 9月7日 | メイワ医科工業株式会社 代表取締役 時村 友一郎 鹿児島市七ツ島一丁目4番地8号 |
| 5 | クジラのロッキング チェア | 1台 | 鹿児島県出納局管財課調 達係 鹿児島市鴨池新町10番1 号 | 平成30年 9月5日 | 松尾木工 代表者 松尾 拓希 南さつま市大浦町28688-2 |
| 6 | 曲面木製彫刻表示板 | 20本 | 鹿児島県出納局管財課調 達係 鹿児島市鴨池新町10番1 号 | 平成30年 9月13日 | 大和木材株式会社 代表取締役 吉崎 和穂 鹿児島市油須木町1299番地1 |
| 7 | 曲面木製彫刻表示板 | 25本 | 鹿児島県立青少年研修セ ンター総務課 鹿児島市宮之浦町4226番 地1 | 平成30年 9月26日 | |

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分剣之宇都町183番1, 184番1及び215番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
出水市高尾野町柴引2026番地の2
株式会社江崎
代表取締役 江崎基明

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成31年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成30年11月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（電気）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年11月16日から同年12月4日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成32年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。